

する協議は、営業停止命令に関する協議書（別記様式第 8 号）により行うものとする。

- 4 法第 2 4 条第 1 項又は法第 2 5 条第 2 項第 3 号の規定による営業の廃止の命令に関する協議は、営業廃止命令に関する協議書（別記様式第 9 号）により行うものとする。

（安全運転管理者等の申請に関する添付書類）

第 6 条 法第 1 9 条の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「道交法」という。）第 7 4 条の 2 第 1 項に規定する安全運転管理者の選任及び同条第 4 項に規定する副安全運転管理者の選任に関し、施行規則第 4 条第 1 号イ又は同条第 2 号イに規定する住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録原票の写し）については、現に安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）が自動車の運転免許を有している場合は当該安全運転管理者等の運転免許証の写しに替えることができる。

- 2 前項の選任に際し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成 1 4 年内閣府令第 3 5 号）により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 9 条の 9 第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 2 号に該当しないことを証するために、自動車安全運転センター法（昭和 5 0 年法律第 5 7 号）第 2 9 条第 1 項第 2 号に規定する書面で安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの、その他道路交通法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 2 号に該当しないことを証する書面を添付するものとする。

（行政処分）

第 7 条 警察署長は、法第 7 条第 1 項、法第 2 2 条第 1 項、法第 2 3 条第 1 項、法第 2 4 条第 1 項又は法第 2 5 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号の規定による行政処分を必要とする事案が判明したときは、遅滞なく、行政処分上申書（別記様式第 1 0 号）を作成し、交通企画課長に送付するものとする。

- 2 前項に規定する上申を行う場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 自動車運転代行業者等の供述調書の写し
- (2) 関係者又は参考人の供述調書の写し
- (3) 処分の理由となる事件の送致書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか事実を証明するために必要な書類

- 3 行政処分の通知は、それぞれ次の各号に定める様式により、被処分者に係る所轄警察署長を経由して行うものとする。

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定による認定の取消しにあっては、認定取消処分通知書（別記様式第 1 1 号）
- (2) 法第 2 2 条第 1 項又は法第 2 5 条第 2 項第 1 号の規定による指示にあっては、指示書（別記様式第 1 2 号）
- (3) 法第 2 3 条第 1 項又は法第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定による営業停止命令にあっ

ては、営業停止命令書（別記様式第 1 3号）

- (4) 法第 2 4条第 1項又は法第 2 5条第 2項第 3号の規定による営業廃止命令にあつては、営業廃止命令書（別記様式第 1 4号）

4 公安委員会及び所轄警察署長は、行政処分台帳（別記様式第 1 5号）を備え付け、処分理由、処分内容その他必要な事項を記録しておくものとする。

（認定証の返納）

第 8条 法第 9条第 1項又は同条第 2項の規定により認定証を返納するときは、認定証返納理由書（別記様式第 1 6号）を添えて行うものとする。

（立入検査）

第 9条 法第 2 1条第 1項の規定による立入検査を実施したときは、立入検査実施結果報告書（別記様式第 1 7号）により、交通企画課長に報告するものとする。

2 立入検査の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 関係者の要求の有無にかかわらず法第 2 1条第 3項の規定による身分証明書（別記様式第 1 8号）を提示して行うこと。
- (2) 自動車運転代行業者若しくは営業所の責任者又はこれに代わるべき者の立会いのもとに行うこと。
- (3) 関係者の正当な業務を妨害することのないよう必要な限度で行うこと。

（熊本県道路交通規則の読替え）

第 1 0条 法第 2条第 2項に規定する自動車運転代行業者についての熊本県道路交通規則（昭和 4 7年熊本県公安委員会規則第 1号）の適用については、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|---------------------------------|---|
| 第 1 9条 | 法第 7 4条の 2第 6項 | 運転代行業法第 1 9条第 1項の規定により読み替えて適用される道交法第 7 4条の 2第 6項 |
| 第 2 0条 | 規則第 9条の 9第 1項第 2号若しくは同条第 2項第 2号 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成 1 4年内閣府令第 3 5号。以下「読替えに関する内閣府令」という。）により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和 3 5年総理府令第 |